平成２８年（フ）第１７１号
兵庫県宝塚市清荒神３丁目14番31号
債務者　岡田　絵美
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１７２号
兵庫県伊丹市荻野８丁目４番地２
債務者　小池通信こと　小池　和久
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１７３号
兵庫県伊丹市荻野８丁目４番地２
債務者　小池　陽子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
兵庫県伊丹市寺本４丁目71番地　９―109号、前住所兵庫県伊丹市中野北２丁目９番20―５号　武蔵方
債務者　大西　君代
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目１番15―301号
債務者　木谷　律子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４９０号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目６番６号　ことぶき荘　南から２軒目
債務者　小出晶紀子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５０８号
兵庫県尼崎市西難波町５丁目６番16号
債務者　松原　昭子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６５号
奈良県宇陀市菟田野岩崎202番地の32
債務者　花丸こと　丸谷　文孝
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１６８号
奈良県橿原市八木町３丁目２番11号、前住所大阪市北区天満２丁目７番18―1101号
債務者　吉井　裕惠
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
奈良県磯城郡三宅町大字石見430番地の14
債務者　酒井由美子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１８２号
奈良県大和高田市大字野口588番地３
債務者　井平　博子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
宮崎県日向市亀崎３丁目43番地　ハピネス亀崎Ⅱ106号
債務者　是澤　幸人
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１１９号
宮崎県延岡市小峰町6393番地１
債務者　増田　福子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１２２号
宮崎県延岡市北小路3739番地25
債務者　畑中　麻里
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１２３号
宮崎県日向市大字平岩259番地
債務者　安藤　一文
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１２４号
宮崎県日向市大字財光寺1228番地　さつき寮
債務者　藤崎寿々奈
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第７２３号
神戸市灘区岸地通４丁目４番11―303号
債務者　佐野　真宝
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部